

第4章 子ども・子育て支援施策の実績報告

資料 1 - 2

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標 1

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 1	多様な子育て支援サービス環境の整備
施策の方向性	身近なところで気軽に子育て中の保護者と子どもが集まれる場所を増やし、子育てに関する知りたい情報を手に入れることができるよう、きめ細かな内容を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	児童センター	乳幼児を対象とした親子で遊べる自由来館制の「あそびひろば」や「うさぎひろば」などの事業を定期的に実施し、親子で仲間作りができる場を提供。また、各種講座等の案内、チラシの手渡し、声掛けなども来館者に積極的に行っている。今後の課題として、各機関との連携及び子育て情報の共有が円滑にできるような取組みが必要である。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」、No.6「子育て講演会、講座」、No.7「母親同士の交流」、No.13「児童センターにおける子育て支援」
2	子育て推進課	分かりやすい情報提供のため、保育施設等の入所状況や待機児童に関する情報をホームページに掲載し、窓口においても来庁者のニーズに合わせて認可外施設等多様なサービスを案内してきた。また、公共の場でイベントの告知を行い、保育所間でもイベント開催情報を共有するなど情報発信の方法も検討した。今後も必要な情報を提供できるよう引き続き情報発信に努める。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」、No.12「保育所における地域子育て支援」
3	子育て推進課 (こども)	子育てサポートブックを新たに発行し、母子手帳交付時や転入時に配布し、妊娠期からの情報提供に努めた。また、市ホームページに子育て行政情報「子育てタウンわくわく子育て」のサイトを掲載し、アプリによる情報発信を行った。今後より多くの方に利用いただけるよう更にアプリの内容を充実させる必要がある。 具体的な事業としては、子育て支援センターを拠点に、子育てセンターや家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター事業を実施。また、保健福祉センター内の運動室で2歳から4歳を対象にした「あそぼう会」を実施した。また、新たに「あい・あいる〜む」を潮芦屋交流センターでも実施したり、0歳児対象の「カンガルークラブ」の回数を増やすなど、拠点以外にも子育ての場を設けることで地域で気軽に立ち寄れる居場所づくりの拡充を行った。今後も地域できめ細やかなサービスが提供できるように、子育て支援の充実を図っていく。
	実施事業	No.1「子育て援助活動支援事業」 No.2「子育て短期支援事業」 No.3「養育支援訪問事業」 No.4「子育て情報の提供」 No.5「ふれあい冒険ひろば」 No.6「子育て講演会、講座」 No.8「こどもフェスティバルの開催」 No.9「子育て支援センター」 No.10「あい・あいる〜む」 No.11「地域子育て支援拠点事業」

4	健康課	ホームページ・まちナビ・広報あしや・子育てサポートブックによる情報提供を行った。これまでも乳幼児健診や訪問などを通じて、乳幼児向けの事業・遊び場・各種相談や、子どもの育ちに関すること・乳幼児への関わり方等について情報提供を行ってきたが、今後も必要な方に必要な情報を届けられるよう、更なる情報提供の工夫に努める。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
5	管理課	公立幼稚園における預かり保育や私立幼稚園就園奨励費等の子育て支援に係る情報をホームページ等で周知した。今後も、市民の方から問い合わせのあった内容をホームページへ反映させる等、広報の充実に努めたい。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
6	学校教育課	学校教育課のホームページ、各幼稚園のホームページ、広報あしや、掲示板を利用し、未就園児交流会、3歳児親子ひろば、オープンスクールの開催の案内をした。今後、芦屋市子育て応援サイト・アプリの利用ができるようにし、広く情報提供できるようにする。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
7	青少年育成課	今後も広報紙、ホームページ等において子育て情報を提供していく。 ケーブルテレビを利用して27年度から実施しているキッズスクエアの情報を提供していく。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
8	公民館	27年度は、業務委託により毎回異なるテーマで家庭教育セミナーを実施し、子育てに関する多様な知識を深める機会を提供した。28年度も前年度に引き続き、事業委託により家庭教育セミナー等を実施していく。
	実施事業	No.6「子育て講演会、講座」
9	図書館	市・図書館のホームページや広報、図書館報等を通じて、子育て関係の情報発信を行った。 また、乳幼児とその保護者を対象とした絵本の会の実施や、健康課と連携し、ブックスタート事業として親子向けの読み聞かせと赤ちゃん絵本のブックリスト配布等を行った。今後、子育てに関する資料整備やレファレンス [※] 等で子育て支援の充実に図っていく必要がある。 <small>※レファレンス:職員が情報を求めている利用者に対して、必要な資料や情報を探し出し 提供する活動</small>
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」、No.14「図書館における子育て支援」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 2	ひとり親家庭の自立支援
施策の方向性	支援に漏れがないよう制度の周知を継続して行うとともに、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	社会福祉課 （福祉医療）	これまでも「母子家庭等医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課（子育て推進課こども係）との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
2	生活援護課	生活保護 母子加算 保護受給開始の際に聞き取りを行い、最低年1回の訪問を行うことによって世帯状況を把握し、支援に漏れが無いよう制度の周知を継続して行っていく。今後も加算の計上に漏れの無いよう努める。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
3	子育て推進課 （こども）	児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付相談、ファミリー・サポート・センター利用料金助成などを継続実施した。また、自立支援プログラム策定事業により、高等職業訓練促進給付金の受給者が増えるなど、就労支援にも力を入れた。また、「白菊会」の母子部が活性化するよう事業の促進支援を行った。さらに今後も対象者への事業の周知と就労支援に努める必要がある。
	実施事業	No.1「母子・父子家庭相談」、No.2「ひとり親家庭の就労支援援助」、No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」、No.4「ホームヘルプサービス」 No.5「芦屋市白菊会活動への支援」
4	住宅課	平成27年度は18世帯に対し、ひとり親家庭の加点を行った。 今後も市営住宅等入居希望者登録において、ひとり親家庭の加点を行うことで、子育て支援や生活支援、経済的支援等の総合的な支援に努める。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向3	子育て家庭への経済的支援
施策の方向性	経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	保険課	出産育児一時金制度について、「国保あんない」やホームページに掲載している。現在は直接支払制度により出産した医療機関にて手続きが完結するケースがほとんどであり、また、出生による国民健康保険の加入手続き時にも、窓口にて制度の利用漏れがないことを確認している。今後も引き続き制度の利用漏れがないよう周知していく。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」
2	社会福祉課 （福祉医療）	これまでも「乳幼児等・こども医療費助成制度」あるいは「障害者医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課（市民課や障害福祉課）との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」、No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
3	障害福祉課	身体障害者手帳や療育手帳の取得・窓口での交付時に、支給対象となる可能性のある児童の保護者に手当支給の可能性があることを説明し、可能な限り早急に手当が受給開始されるよう手続方法について案内を行っている。また各種障害者手帳の事務処理担当者と各種手当の事務処理担当者が連携することにより、支給対象となる可能性のある児童をできる限り漏れのないように把握できるよう努めている。さらに特別児童扶養手当については事務処理マニュアルを作成し、課内全体の手当制度の周知・理解に努めているところである。今後については、障害児福祉手当を含む市支給の手当についても事務処理マニュアルを作成し、課内での手当制度へのさらなる理解を高め、より多くの手当支給の対象となる可能性のある方へ案内を行えるよう努める。
	実施事業	No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
4	子育て推進課	第2子以降の保育料の軽減、ひょうご多子世帯保育料軽減事業及び実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、子育てに係る経済的不安感の軽減を図った。今後も継続して実施していく。
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」

5	子育て推進課 (こども)	児童手当、児童扶養手当について、出生、転入、新規の申請時に窓口にて制度、受給条件等を説明し、ホームページに掲載するなど、手当の周知と支給漏れのないように努めている。 引き続き手当の適正な支給を継続して行う。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」、No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
6	健康課	上限5,000円×14枚の妊婦健康診査の受診券は1,052名の方が、償還払いは227名の方が利用した。平成28年度からは妊婦健康診査費用の助成金額を上限70,000円（5,000円×14枚の助成券）から86,000円（5,000円×14枚の助成券に2,000円×8枚の助成補助券）に拡充することで、経済的支援の充実を図る。 また、未熟児訪問については18名に対して実施、未熟児養育医療は16名に対して適用し、今後も引き続き該当者には漏れのないよう実施していく。
	実施事業	No.1「妊婦健康診査」、No.2「未熟児訪問指導及び未熟児養育医療の給付」
7	住宅課	平成27年度は24世帯に子育て世帯の加点を行った。 今後も市営住宅等入居希望者登録において、子育て世帯の加点を行い、経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう住宅施策における支援を継続する。
	実施事業	No.6「若い世帯、子育て世帯等の公的住宅への優先入居」
8	管理課	下記の通り実施した。今後も国・県の動向を注視しながら、利用者に対する援助を実施する。 ○第2子以降の保育料の軽減：第2子 半額、第3子以降 無償 ○私立幼稚園就園奨励費補助金：認定件数 314件 ○就学奨励費：認定件数 小学校 388件 中学校 285件 ○朝鮮人学校就学補助金 認定件数 4件 ○実費徴収に係る補足給付事業 認定件数 2件
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」
9	青少年育成課	昨年度、一定の所得以下の世帯等の123人に留守家庭児童会の育成料の減額、免除を行った。 今年度も引き続き一定の所得以下の世帯等に、留守家庭児童会の育成料の減額、免除を行う。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 4	親と子どもの健康の確保
施策の方向性	関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	健康課	<p>育児相談参加延べ人数1453名、赤ちゃん訪問戸数は698戸、こどもの相談の利用者は精神科医師が延べ43名、からだの相談が延べ43名、心理相談が延べ77名、4か月児健診の受診者数は715名、10か月児健診の受診者数は706名、1歳6か月児健診の受診者数は742名、3歳児健診の受診者数は776名。</p> <p>妊産婦相談に加え、平成28年1月より開始した、母子健康手帳交付時に保健師等による全件面談を実施。相談事業を定着させ、妊娠期の保健指導を充実させた。乳幼児健康診査等の各種事業ごとに支援を必要としている方を把握し、安心して育児を行うことができるよう、相談やサービスへのつなぎを行い、妊娠期から出産・子育て期にわたり切れ目のない支援を実施していく。定期予防接種については、きめ細かな情報を発信し、接種率向上を図る。</p>
	実施事業	<p>No.1「妊産婦健康相談」、No.2「乳児家庭全戸訪問事業」、No.3「乳幼児健康診査」、No.4「保健センターによる育児相談」、No.5「こどもの相談」 No.6「親と子どもの健康教育」、No.7「アレルギーに対する事業」、No.8「定期予防接種事業」</p>
2	市立芦屋病院	<p>妊産婦支援として両親学級及びおっぱい相談を実施した。今後も定期的にも実施する。医療相談については、他に育児の相談を受け付ける施設があることから、病院での医療相談に至るケースが少ないと見込まれるものの、医療機関の相談窓口として引き続き実施する。</p>
	実施事業	<p>No.9「市立芦屋病院による育児支援」</p>

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向5	子育ての悩みや不安への支援
施策の方向性	身近な相談相手として地域の民生児童委員や子育てセンターのアドバイザーが、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないように、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。また、新たに子育て支援員を配置し、体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課 （こども）	子育てセンター事業などで、職員が積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、細やかに相談に応じている。今後複雑な相談内容が増えてくるため、相談員の知識や経験の向上に努めていく。
	実施事業	No.1「子育て支援センターにおける子育て相談」
2	子育て推進課 （新制度推進）	新たに子育て支援を担う人材の育成と確保を目的とした研修については、研修終了後の具体的な活用方法が未確定であることから、平成27年度中の実施には至っていない。子育て支援員の活用について、スタッフ増員が可能か等の課題があり、関係課とは引き続き協議が必要である。今後は行政内部だけではなく市内の子育て支援団体等とも連携し、子育て支援体制の充実が図れるよう、子育て支援員の活用に向けた具体的な検討を進める必要がある。
	実施事業	No.2「子育て支援員の育成、確保」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向6	要保護児童への支援
施策の方向性	子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課 (こども)	保健センター・教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図ってきた。今後も関係機関との連携を密に取り、支援を行っていくとともに、虐待の発生を未然に防ぐよう、予防的な相談対応を充実していく。
	実施事業	No.1「家庭児童相談」、No.2「要保護児童対策地域協議会」
2	学校教育課	専門カウンセラー、電話相談員を配置し、電話、面接による相談を実施した。専門知識を持つ相談員と話をすることで、相談者が安心感を持って話すことができている。また、専門カウンセラー、電話相談員と、学校、教育委員会が連携を密にすることで、その後の指導を円滑に進めることができた。今後も連携体制を整え、指導の充実に努める。
	実施事業	No.3「カウンセリングセンターの電話、面接相談」
3	打出教育文化センター	電話相談では、指導主事が対応し、当該校と連携して、今後の教育相談方針を考えていった。教育相談面接では、臨床心理専門の教育相談委託員を委託し、保護者との面談相談、幼児・児童との遊びによる面談を行っている。学校園、子育て推進課等の様々な課から紹介されたケースについて、保護者の悩みを支え、寄り添えるようにしている。子育ての専門機関（芦屋市カウンセリングセンター、適応教室、子育て推進課、子育て推進課家庭児童相談員、愛護センター、特別教育支援センター等）と連絡会議を持ち、連携を図った。
	実施事業	No.4「教育相談」

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標2

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向1	就学前教育・保育の体制確保
施策の方向性	地域の状況に応じた対応策として、市立幼稚園と市立保育所の適正な規模についての整備検討を行います。また、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供することができる認定こども園の整備を推進し、3歳児の教育ニーズにも対応していきます。 その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより就学前の子どもの健やかな成長を支援します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課	就学前教育・保育の質を向上するため、教育・保育施設間で連携・交流し、地域においては、中高生やお年寄りとの交流を年間を通して行った。また、交流を通して、幼稚園教諭・保育士の人材育成や資質の向上に努めた。今後も連携に努める。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」、No.2「地域型保育事業」、No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」、No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」、No.6「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」、No.7「子どもの読書のまちづくり事業」
2	管理課	公立幼稚園全園において、預かり保育を実施した。（年間のべ利用者数 21,904人） 全園平均で1日あたり12.3人の利用があり、平成26年度の11.5人を上回る利用があった。 平成28年度以降も引き続き預かり保育事業を実施していく。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」
3	学校教育課	幼稚園では、地域の高齢者から七夕飾りを教えていただく活動や、地域の老人ホームとの交流、地域の子育て世代への施設開放等を進めてきた。保育所と幼稚園との交流では、子どもたちが一緒に遊ぶ機会をもってきた。また、互いの研究会を公開し、研修会には私立幼稚園、保育所（園）にも参加を呼びかけ、共に学ぶ場を作ってきた。「子ども読書のまちづくり推進事業」では、絵本の読み聞かせに日々取り組み、保護者も参加できる機会もつくってきた。今後も、就学前教育の充実を目指し、様々な交流・連携を通して取り組みを進める。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」、No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」、No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」、No.6「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」、No.7「子どもの読書のまちづくり事業」
4	図書館	定例行事の「こどもおはなしの会」、「親子で楽しむおはなしの会」に加えて、平成27年度は、夏休み期間中に「怖くて楽しいおはなしの会」を実施した。これらの事業は、今後も継続していく予定である。 また、事業を充実させ、子どもの健やかな成長を支援していくにあたり、ストーリーテリングや児童書についての知識・研鑽が必要であるため、担当職員、ボランティアの育成が課題である。
	実施事業	No.7「子どもの読書のまちづくり事業」

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向2	小学校への円滑な接続
施策の方向性	<p>小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携を強化していきます。</p> <p>また、小学校、就学前教育・保育施設、家庭及び地域との連携にも引き続き取り組みます。</p>		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課	<p>小学校への円滑な接続が行えるよう、小学校との連絡会を18回実施したものの、意識の違いがある。今後も連絡会の開催等、子どもを中心に一緒に考えていけるような関係づくりを進めていくとともに、接続の重要性について意識を高めるよう周知を行う必要がある。</p> <p>また、質の高い教育・保育を提供できるよう芦屋市就学前カリキュラムを踏まえ実際の保育所の年間計画を作成し、公立保育所の日々の保育で実践していった。さらに、私立保育園に対しても周知に努める。</p>
	実施事業	No.1「小学校との連携」、No.2「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」
2	学校教育課	<p>幼児期と児童期の円滑な接続について、精道小学校区の就学前施設をモデル校にし研究を進めてきた。幼稚園、保育所の公開保育を通じた研究会や、講師を招いて就学前施設と小学校との学びのつながりや子どもが感じる環境の違い、また、連携の在り方等について学ぶ機会をもち、1年間の取組を接続期カリキュラム「理論編」としてまとめた。今後は、「実践編」を新たに作成し、活用していくことで、円滑な接続ができるよう取り組む。</p>
	実施事業	No.1「小学校との連携」、No.2「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標3

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向1	地域における子どもの居場所づくりの推進
施策の方向性	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	広報国際交流課	親子が集えるあい・あいるーむの開催場所として、潮芦屋交流センターを月1回提供した。また、子育てグループのプレススクールやリトミックなどでの利用があった。さらに平成28年10月から子育てのひろば事業の開催場所として利用が予定されており、子育て支援の場として潮芦屋交流センターの指定管理者に協力をいただいている。今後も、指定管理者と調整しながら、子どもの居場所づくりを進める。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
2	市民参画課	市民活動フェスタで、子ども向けの催しを実施するとともに、子育て支援団体が市民活動センターを利用し、子ども向けの教室を実施した。今後は、市民活動センターにおいて、子ども向けの企画を、さらに増やしていく予定。平成28年8月に「わくわくスペシャル」と題して夏休みの宿題をサポートする催しや、平成28年6月11日市民活動フェスタにおいて実施した「若手弁護士と学ぶ社会と法」というプログラムを、子ども向けでも開催するよう検討している。また、平成28年度、市民活動センターが中心となり、「あしや子ども笑顔ネット」を立ち上げ、市内の活動団体と共に子育て支援に関して、新規事業を検討していく取組を始めた。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」、No.3「公共施設の有効活用」
3	児童センター	「卓球ひろば」など小学生以上が自由に参加できる事業を実施。また、夏休みには小学生専用の自習室を設置し、自由に学習ができる環境を整え、児童センターが身近に利用できる機会を増やした。まだまだ登録参加型事業が主となっているので、もっと多くの子どもたちが来館できるよう、自由参加型事業の企画が必要である。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」、No.6「児童館における子どもの居場所づくり」

4	環境課	あしや温泉は待合室が狭く、入浴しない子どもの居場所として提供できるスペースはなく、入浴後に遊んだり、絵本を読んだりして長居してもらうスペースはないが、若い世代の利用を促進するために、様々な季節イベントなどを指定管理者が自主事業として実施している。 平成28年度は新たな指定管理者の募集があり、子どもの居場所づくりという視点に限定した審査基準はないが、「地域コミュニティへの発展の寄与」や「利用促進」については審査項目に含めており、子どもも含め若い世代に多く利用してもらえるよう努める。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
5	福祉センター	市の事業実施時や貸室時以外に、子どもから高齢者まで市民に運動室を開放している。 今後も他事業に支障のない範囲で開放事業を実施していく。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
6	子育て推進課	周知方法の工夫や申込み方法の見直しによる参加者の増加に努め、体験保育の実施回数を増やすなど、保育所が地域における子育て支援の拠点となるよう、園庭開放や体験保育の内容を充実させて実施した（プール開放、給食の試食会や身体測定など。）。今後も地域に根差した拠点として、気軽に子育ての相談をしてもらえるような事業を実施していく必要がある。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」
7	子育て推進課 (こども)	子育て支援センターとともに、「なかよしひろば」など市内の公共施設を利用した親子で集う事業が、地域の子育て支援の場として充実し、参加者が増えている。今後、他機関が行っている事業と連携し、ネットワークを広げることで、地域の子育て支援の充実を図る。 今まで子育て支援の場がなかった南芦屋浜地区に親子のつどいの場ができたことは有意義であり、また、2～4歳の子どもが「あそぼう会」で元気いっぱい走り回ることができ、毎回満員になるほど人気が高く、施設を活用した子どもの居場所づくりの推進が図れた。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」
8	公園緑地課	公園施設が安全・安心に利用できるよう、樹木及び遊具等の適正な維持管理を行った。今後は公園での適切な遊び方について子ども自らが考え、ふさわしい判断力を養うことができるよう啓発の仕方を工夫する。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
9	管理課	芦屋市立学校使用条例に基づき、継続して利用料金の減額、免除を実施した。今後も継続して学校園の利用管理を実施する。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」

10	学校教育課	各幼稚園において、地域に施設を開放し、安心して遊んだり、保護者交流ができる場の提供をしてきた。3歳児親子ひろば、未就園児交流会、園庭開放などを実施し、子育て相談にも応じてきた。また、子育てセンターが施設を利用し、自主グループ活動、なかよし広場、子育て支援拠点事業を実施している。今後は、より地域の子育て世代が利用しやすいように開催日や時間等を考えていく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」
11	打出教育文化センター	子育て推進課（あい・あいるーむ月1回3割減免）図書館こどもおはなしの会（土曜・月1回無料）茶室での幼稚園児の茶道体験貸室無料。日本庭園を小槌幼稚園の保育時間に開放。小学校3年生の「市内めぐり」に館内の無料開放、職員が案内。近隣の保育所の園児が日本庭園の鯉をよく見に来る。希望者は日本庭園の見学可。打出小槌町、楠町の集会所のため、両自治会利用は無料。教職員研修施設で、図書館併設のため、自由に走り回ったりはできにくい。公共施設を利用する時のマナーを学ぶ場になってほしい。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」、No.3「公共施設の有効活用」
12	生涯学習課 （美術博物館含む）	芦屋市の全小学校で組織されるようになってから既に30年の歴史をもつ9つのコミュニティ・スクールは、子どもが平日・土日を問わず活動するスポーツ及び文化活動を行うクラブがあり、また、放課後子どもプラン事業は平日及び土曜日に行われ、曜日の切れ目なく、学校施設を利用できている。放課後子どもプラン事業は各校ごとに特長ある活動を行い、子どもたちに多彩な居場所を提供できているが、27年度にキッズスクエア事業が導入されるなど、同じ場所を使用する事業が競合し、市民に分かりやすく、説明する作業が今後の課題である。 美術博物館では、アートスタディプログラム「びはくルーム」などでワークショップを開催し、参加を得ている。今後の課題としては、市内の子どもに一人でも多く、美術博物館に来てもらう方法を検討し、仕掛けづくりを行う必要がある。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」、No.4「放課後子供教室」、No.5「コミュニティ・スクールへの支援」、No.8「文化施設における子どもの居場所づくり」
13	スポーツ推進課	平成27年度の体育館・青少年センターの改修に合わせて、幼児スペースをキッズスペースとして整備し、公共施設の有効活用を行い、未就学の子どもの居場所づくりの充実を図った。 また、青少年が自主活動を行なうために会議室等を利用する場合は、利用料を免除している。 今後も継続して、利用料の減額・免除を行うとともに、キッズスペースの周知を行い、施設の有効活用を努める。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」、No.3「公共施設の有効活用」
14	青少年育成課	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、放課後、校庭及び校舎内を一時利用することにより児童の居場所を提供していく事業「あしやキッズスクエア」を開始した。平成27年度登録者数（精道小学校377人、山手小学校281人、潮見小学校214人） 平成28年度からは宮川・朝日ヶ丘・浜風小学校においても同事業を開始。平成29年度には岩園・打出浜小学校で開始予定。
	実施事業	No.4「放課後子供教室」

15	市民センター (公民館含む)	27年度は、事業委託により子ども教室・親子教室を実施し、子ども同士が自主的に活動・学習できる場を提供した。28年度も前年度に引き続き、事業委託により子ども教室・親子教室等を実施していく。
	実施事業	No.8「文化施設における子どもの居場所づくり」
16	図書館	「人形劇の会」「折り紙教室」「小学生の本の部屋」など、幼児・小学生対象の事業を実施するとともに、図書館ボランティアと連携し、「芦屋市放課後子どもプラン事業」の運営に協力した。今後、より多くの子どもたちに図書館という場を活用してもらうための取り組みについて、検討していく必要がある。
	実施事業	No.7「図書館における子どもの居場所づくり」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向2	安全・安心なまちづくりの推進
施策の方向性	誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故等防止対策を推進します。 子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化していきます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	社会福祉課 (管理)	ホームページに公共施設等における最新のバリアフリー情報及び赤ちゃんを連れての外出に役立つおむつ交換等の設備についての情報を掲載している。 今後も情報発信において、福祉のまちづくりを進めていく。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
2	子育て推進課	保育所では、火災・地震・津波・不審者等を想定して、毎月、災害訓練を実施した。消防・警察等関係機関とも連携を取り、保育所で話をしてもらい、訓練を実際に行うことでより意識を高めていくようにした。地域の方とも一緒に防災訓練を行った。今後も、あらゆる災害を想定しながら、命の大切さを知らせていく。
	実施事業	No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
3	建設総務課	子ども自らが危険回避できるような力を身に付けるため、幼稚園、保育所、小学校で定期的に交通安全教室を開催し、交通安全に関する啓発活動を行っている。また芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い安全確保に努めた。今後も関係機関との連携・協力の下、継続して取組を実施する。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」、No.4「交通安全の意識向上」、No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」
4	道路課	交通安全施設や公益灯の整備により、より安全な通行や事故防止が図られている。また、路面のカラー化の取り組みにより、車両運転者への注意喚起ができるとともに子どもの交通安全への意識向上が図られている。 自転車に係る事故の割合が増加傾向にあり、自転車通行空間の整備が課題となっているため、今後は自転車ネットワーク計画を作成し、整備路線を定めて対策を検討する。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」、No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」
5	公園緑地課	公園施設の長寿命化計画に基づく老朽化施設の更新補修及び樹木の剪定等維持管理を実施しているが、今後も継続して適切な維持管理を実施することにより、子どもが安心して遊べる環境を提供していく必要がある。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」

6	防災安全課	<p>昨年度の出前講座は1回の実施に留まった。防犯についての意識を高めるためには、防犯教室などの地域に直接啓発できる場をより多く設定することが重要である。また、子どもの防犯・防災・危機管理能力を養うためには、講義を行う者が研修等に積極的に参加し見識を深め、受講者の認識と理解を得て、その後誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくりに関心を持ってもらう必要がある。</p> <p>今後は子どもに対する体験型の防犯教室など、防犯に対する啓発を繰り返し実施すると同時に、今まで実施してきた関係機関との連携・協力の強化により、地域でも子どもを守れる街を目指す。</p>
	実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」、No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」、No.7「あしや防災ネットの運用」、No.8「安全パトロールの実施」
7	建築課	<p>公共施設の改修に際して、障がい者・高齢者・子ども等が安全・安心に利用できるようユニバーサルデザイン化等の充実を図った。子育て支援施設については、施設の規模等を考慮し、今後の改修計画に合わせて整備を行う。</p>
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
8	救急課	<p>子どもの急病や事故等の際に、素早く適切な対応ができるように、中高生・保護者・教職員等を対象とした応急手当や救急法の啓発や学習機会の提供を行い。万一の事態に備える体制を整える。</p> <p>受講申し込みでの実施が基本となるため、保護者、教職員等の関係機関と連携調整し、各種講習会の回数を増やし受講者人数を増やし応急救護体制を整える。</p> <p>27年度は普通救命講習19回、応急手当講習26回実施</p>
	実施事業	No.9「救急法の学習」
9	学校教育課	<p>山手中学校区の山手小学校、岩園小学校、朝日ヶ丘小学校の通学路点検を、学校関係者、PTA、愛護委員、自治会、まちづくり防犯グループ等の地域の方と、芦屋警察、行政関係者で5月に実施した。7月に報告会を開き、改善要望箇所についての対応策を各担当部署から報告し、意見交換をおこなった。次年度は、潮見中学校区の潮見小学校、浜風小学校で通学路点検を行う。</p>
	実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」、No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」、No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
10	青少年愛護センター	<p>青色回転灯付パトロール車での下校時の見守り活動（週2回）や小学校区を中心とした愛護委員による巡視活動を継続して行った。また、研修を通じてスマートフォンやインターネットを利用する上での子どもを取り巻く様々な危険性について、啓発した。今後も活動を継続して、子ども達が安全で安心して暮らせる取り組みを行っていく。</p>
	実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」、No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」、No.8「安全パトロールの実施」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向3	配慮が必要な子どもとその保護者への支援
施策の方向性	<p>障がいのある子どもとその保護者に対しては、一人一人の障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的に取り組みます。</p> <p>また、日本語指導や生活面等で特段の配慮が必要な子どもやその保護者への支援についても、それぞれの課題に応じて取り組みます。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	障害福祉課	<p>障がい児機能訓練事業の利用者数は増加しており、事業を通して、個々の特性に応じた関わりの指導や訓練を行い、より安定した生活が送れるよう支援している。また、療育支援相談において、健康課、医師、障害福祉課、障がい者相談支援事業、訓練士、子育て推進課、学校教育課等が参加することで相互に連携を図り、適切なタイミングで支援が得られるよう取り組んでいる。</p> <p>窓口で療育手帳の交付時にサポートファイルの紹介・配布を行い、また保健福祉フェアにおいてサポートファイルのブースを設け、ファイルの記載の仕方や利用者からの相談を受ける等普及啓発に取り組んだ。今後は、配布数の増加及び積極的な活用に向けて関係機関との連携に努める。</p>
	実施事業	No.4「療育支援相談事業」、No.5「障がい児機能訓練事業」、No.6「サポートファイルの普及・啓発」
2	子育て推進課	<p>統合保育については、年間2回研修会を実施しており、今後も継続する。療育支援については、支援を必要とする保育所入所児の状況を共有し、日々の保育に活かせるよう関係機関で構成する療育支援相談に参加した。また、サポートファイルの配布を通じて、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう支援を実施しており、今後も引き続き必要な支援を行う必要がある。</p>
	実施事業	No.2「統合保育 特別支援教育」、No.4「療育支援相談事業」、No.6「サポートファイルの普及・啓発」
3	子育て推進課 (こども)	<p>すくすく学級の運営と障がい児通所支援事業を行った。療育支援相談の会議に出席するなど、他課と情報交換をし必要な支援を行った。サポートファイルについては、すくすく学級と障がい児通所支援の申請者に子育て推進課窓口で配布した。今後も引き続き、保護者の気持ちに寄り添い、子どもへの必要な支援を行う必要がある。</p>
	実施事業	No.1「早期療育訓練の実施」、No.4「療育支援相談事業」、No.6「サポートファイルの普及・啓発」

4	健康課	毎月関係機関で構成する療育支援相談に継続して参加した。今後も障害福祉課・子育て推進課などと協力して、就学前のお子さんと保護者への細やかなフォローを継続していく。サポートファイルについては、必要としている方でお持ちでない方にはお渡しし、活用の仕方に困っているようであれば、有効な活用方法について一緒に検討するなど、丁寧な対応に努めている。
	実施事業	No.4「療育支援相談事業」、No.6「サポートファイルの普及・啓発」
5	市立芦屋病院	医療型短期入所サービスは、昨年度の活用実績がなかったが、障がいのある子どもとその保護者への支援として次年度も引き続き実施する。
	実施事業	No.7「医療型短期入所の実施」
6	学校教育課	支援が必要な幼児児童生徒については、特別支援教育センター専門指導員による巡回指導による支援を行うとともに、必要に応じて医師等の専門職からの助言を受け、支援の方向性の確認や情報共有を行うなど、個別の支援内容の充実を図った。また、日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導ボランティアを配置し、日本語指導や学習支援を行うとともに、他の学校においても効果的な指導ができるように、協議会を持ち、個々に応じた支援のあり方の研究を行った。今後も、個々の課題に応じた支援が継続してできるよう取組を進めていく。
	実施事業	No.2「統合保育 特別支援教育」、No.3「特別支援教育センターの相談」、No.4「療育支援相談事業」、No.6「サポートファイルの普及・啓発」 No.8「日本語指導支援ボランティア」、No.9「市立学校における帰国外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について

基本目標4

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向1	仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
施策の方向性	<p>仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、事業所における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。</p> <p>また、次世代育成支援対策推進法が平成37年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	男女共同参画推進課	<p>子育てに積極的に関わる父親「イクメン」や母親・家族の子育てを応援する目的で企画された市民企画講座「今日からイクメン」を実施決定、開催（全5回）したり、兵庫県と共催で女性のための働き方セミナーを開催したほか、男女共同参画センター通信ウィザス84号（H28.3発行）では、特集を「父親とPTA」とするなど、働き方の見直しにつながる講座やワーク・ライフ・バランスについての啓発を行った。</p> <p>今後も男性の子育て支援や働き方の見直しにつながる講座・事業を実施し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発に努める。</p>
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」、No.5「多様な働き方の啓発」
2	経済課	<p>厚生労働省が作成したポスター掲示、チラシ配架を行っているが、事業者向け研修等の機会をとらえ、芦屋市商工会と協働して雇用者の啓発に取り組んでいく。また就労支援の際に、多様な働き方を提示していく。</p>
	実施事業	No.5「多様な働き方の啓発」
3	子育て推進課	<p>父親の育児参加ニーズに対応するため、行事を土曜日に設定したり、平日は少人数でも父親が参加しやすい環境を作って事業を実施した。今後も引き続き実施していく。</p> <p>延長保育事業は、全施設で実施しており、希望者全員が利用できる環境が整っている。今後も仕事と子育ての両立を図るために、ニーズに対応できるよう新設園を含め市内全施設で実施していく。</p> <p>病児保育事業は、これまでの周知等により利用しやすいものとなってきているため、今後は、利便性を考慮して受入れ箇所数を増やし、さらなる提供体制の確保に努めることで、子育て社会のセーフティネットとしての役割を継続していく。</p>
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」、No.2「時間外保育事業」、No.3「病児保育事業」

4	子育て推進課 (こども)	地域子育て支援拠点事業として、土曜日の「むくむく」で男性の参加者が増えている。また、子育てセンターで土曜日に父親参加型のイベントを実施した。継続的に育児参加していただけるよう、日頃の事業から声掛けを行い、参加しやすい環境を作っていく。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
5	健康課	妊婦の夫も参加しやすいよう、プレおや教室の開催日を土曜日としている。 また、妊婦に交付する母子健康手帳も、「パパカ」の記載のあるものを交付し、父親の子育てに対する積極的な参加を促していく。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
6	学校教育課	土曜参観日を中心に、父親が子どもと一緒に遊ぶ機会をもった。また、「メンズデイ」として父親、祖父などの男性が幼稚園行事に参加し、いろいろな子どもと関わったり、行事運営を手伝ったりした幼稚園もある。今後も父親等の力が発揮できる場の提供を工夫し、子育てを楽しむことにつながるよう取り組んでいく。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
7	青少年育成課	保護者が昼間就労等で不在となり、必要な保育を受けられない小学校1年生から3年生を対象に、遊びや集団生活の場を提供してきた。 また、児童福祉法の改正に伴う対象年齢の拡大により、平成28年度は入会児童の対象を1年生から4年生までとする。
	実施事業	No.4「放課後児童健全育成事業」

基本目標 4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向 2	産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備
施策の方向性	<p>女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実は必要不可欠であることから、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の整備による待機児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な保育環境となる質の確保に努めます。</p> <p>また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、新たに利用者支援事業を実施し、適切な助言を行います。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	経済課	厚生労働省が作成したポスター掲示，チラシ配架を行っているが，事業者向け研修等の機会をとらえ，芦屋市商工会と協働して雇用者の啓発に取り組んでいく。また西宮地区雇用対策協議会等での事例を参考に芦屋市商工会と情報交換していく。
	実施事業	No.1「育児休業制度等の普及促進」，No.2「再雇用制度の普及促進」
2	子育て推進課	子育て推進課入所係に保育コンシェルジュとして公立保育所で勤務経験のある保育士を配置し，子育てに関する相談を受け，保育所等の利用だけに限らず，相談者の状況に応じた情報提供（一時預かり，幼稚園，認可外保育施設の紹介等）を行った。今後も施設の情報収集を行い，子育て支援の充実に努める。
	実施事業	No.3「利用者支援事業」